

(1)経費支出にあたっての注意事項

<必ず守っていただきたい事項>

持続化補助金では、経費支出についてルールが定められています。

下記の支払・購入を実施すると、該当の経費が補助対象外となり、補助金をお受け取りいただけなくなります。必ず事業実施の前にご確認ください。

補助対象外となる支払の例

- 1取引10万円(税抜)超の現金による支払
- 相殺（そうさい）（売掛金と買掛金の相殺等）による決裁
- 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・振興券による支払
- 小切手・手形による支払
- 実施期間中の完済が証明できない分割払い・リボルビング払い

補助対象外となる購入の例

- 購入単価50万円（税抜）以上の中古品の購入
- 個人からの購入やオークション（インターネットオークションを含む）による購入

※上記の他、必要な証拠書類の用意ができない場合も、補助対象外となります。
「(2) 必要な証拠書類について」をご確認ください。



詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。